

わがまち特例（償却資産で主要なもの） ※根拠法令は、令和6年度現在のものです。

特例対象	適用期限	特例率	対象資産の例	取得時期	根拠法令	市税条例	備考
家庭的保育事業	期限なし	2分の1	児童福祉法の規定により家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産。		地方税法第349条の3第27項	熊谷市税条例第61条の2	平成30年度以降
居宅訪問型保育事業	期限なし	2分の1	児童福祉法の規定により居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産。		地方税法第349条の3第28項	熊谷市税条例第61条の2	平成30年度以降
事業所内保育事業	期限なし	2分の1	児童福祉法の規定により事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産。		地方税法第349条の3第29項	熊谷市税条例第61条の2	平成30年度以降
汚水又は廃液処理施設	期限なし	2分の1	水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水、または廃液の処理施設のうち、沈殿または浮上装置、油分分離装置、污泥処理装置、濾過装置等。	令和6年4月1日から令和8年3月31日	地方税法附則第15条第2項第1号	熊谷市税条例附則第10条の2	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
下水道除害施設	期限なし	5分の4	新たに下水道が整備されることにより設置義務が生じた者が設置した除害施設のうち、沈殿又は浮上装置、油分分離装置、中和装置、酸化又は還元装置等。	令和6年4月1日から令和8年3月31日	地方税法附則第15条第2項第5号	熊谷市税条例附則第10条の2	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
都市再生における公共施設等 （特定都市再生緊急整備地域を除く）	5年間	5分の3	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が、認定事業により新たに取得した公共施設、緑化施設及び通路であって都市の居住者の利便の向上に資するもの。	令和5年4月1日から令和8年3月31日	地方税法附則第15条第14項	熊谷市税条例附則第10条の2	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
特定再生可能エネルギー発電設備 （太陽光（1,000kw未満））	3年間	3分の2	認定地域脱炭素化促進事業計画に従い、または次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備及びこれと同時に設置する架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置。制御装置、直交変換装置、または系統連携用保護装置。 <u>（認定を受けたものを除く。）</u> 。	令和6年4月1日から令和8年3月31日	地方税法附則第15条第25項第1号イ	熊谷市税条例附則第10条の2	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
特定再生可能エネルギー発電設備 （風力（20kw以上））	3年間	3分の2	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）。	令和6年4月1日から令和8年3月31日	地方税法附則第15条第25項第1号ロ	熊谷市税条例附則第10条の2	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
特定再生可能エネルギー発電設備 （地熱（1,000kw未満））	3年間	3分の2	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）。	令和6年4月1日から令和8年3月31日	地方税法附則第15条第25項第1号ハ	熊谷市税条例附則第10条の2	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
特定再生可能エネルギー発電設備 （バイオマス（10,000kw以上20,000kw未満））	3年間	3分の2	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）。	令和6年4月1日から令和8年3月31日	地方税法附則第15条第25項第1号ニ	熊谷市税条例附則第10条の2	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
特定再生可能エネルギー発電設備 （太陽光（1,000kw以上））	3年間	4分の3	認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した、太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備。	令和6年4月1日から令和8年3月31日	地方税法附則第15条第25項第3号イ	熊谷市税条例附則第10条の2	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
特定再生可能エネルギー発電設備 （風力（20kw未満））	3年間	4分の3	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）。	令和6年4月1日から令和8年3月31日	地方税法附則第15条第25項第3号ロ	熊谷市税条例附則第10条の2	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
特定再生可能エネルギー発電設備 （水力（5,000kw以上））	3年間	4分の3	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）。	令和6年4月1日から令和8年3月31日	地方税法附則第15条第25項第3号ハ	熊谷市税条例附則第10条の2	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
特定再生可能エネルギー発電設備 （水力（5,000kw未満））	3年間	2分の1	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）。	令和6年4月1日から令和8年3月31日	地方税法附則第15条第25項第4号イ	熊谷市税条例附則第10条の2	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。

特定再生可能エネルギー発電設備 （地熱（1，000kw以上））	3年間	2分の1	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 （認定を受けたものに限る。）。	令和6年4月1日から令和8年3月31日	地方税法附則第15条第25項第4号ロ	熊谷市税条例附則第10条の2	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
特定再生可能エネルギー発電設備 （バイオマス（10，000kw未満））	3年間	2分の1	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 （認定を受けたものに限る。）。	令和6年4月1日から令和8年3月31日	地方税法附則第15条第25項第4号ハ	熊谷市税条例附則第10条の2	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
雨水貯留浸透施設	期限なし	3分の1	特定都市河川浸水被害対策法または下水道法に規定する認定事業者が、雨水貯留浸透施設整備計画に基づき整備した雨水貯留浸透施設	令和3年11月1日から令和9年3月31日	地方税法附則第15条第41項	熊谷市税条例附則第10条の2	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。